

2020年4月9日

徳島県教育委員会 教育長
榎 浩一 様

徳島県教職員の会 代表世話人 岡田 美和子
住所 徳島市川内町115-1 黄金ビル1階 徳島労連事務所内 ☎ 088-665-6644

「1年単位の变形労働時間制」を 導入しないよう求める要請書

ゆきとどいた教育実現のためにご尽力いただいておりますことに感謝し、敬意を表します。

さて、昨年末の臨時国会において、都道府県・政令市の条例によって、公立学校に「1年単位の变形労働時間制」の導入を可能にする「給特法一部改正法」が成立しました。しかし、この变形労働時間制には、下記のような多くの問題点があると考えます。

①恒常的な時間外労働のある教育現場への適用は認められません。

労働基準法に定められた「1年単位の变形労働時間制」は、業務に繁閑のある職場において、1年間で平均すれば週40時間以内となることを条件に、繁忙期における所定の勤務時間を1日10時間まで延長することを認める制度であり、時間外勤務が恒常的に生じている職場には導入できないとされています。

厚生労働省調査(2018年)によれば、教職員の1日の勤務時間の平均は11時間17分です。このように恒常的に時間外勤務が生じている学校職場にこの制度を導入することは、時間外勤務の実態を覆い隠し、給特法に違反する「長時間ただ働き」にお墨付きを与えるものだといえます。

②「書面による労使協定の締結なし」は、労働法の大原則を壊します。

労働基準法は、この制度導入が労働条件の重大な変更であることから、書面による労使協定の締結と労働基準監督署への届け出を必須としています。このような制度を、労働基本権を制約された公立学校の教員に対し、条例によって導入できるとしたことは、労働法の大原則を壊す重大な問題です。

③教員の過労死の危険性を増大させます。

この制度では、繁忙期の労働時間を今まで以上に増やすことにつながるものが予想され、過労死の危険性が今まで以上に増大し、生きて夏休みにたどり着くことができるか否かが問題になるほどです。そもそも教育現場には、繁忙期はあっても閑散期はありません。この制度は、繁忙期に増えた労働時間を夏休み期間中、休日にあてることをイメージしています。しかし、今年から年休が夏休みまでを区切りとしたものになるので、夏休み中の年休活用が増加すると考えられます。そのため、变形労働時間制で増えた休日の必要性は極めて限定的で、メリットはあまり考えられません。

今、学校には、「教材研究ができなくて、子どもたちに申し訳ない」「明日の授業準備さえままならない」など、教職員の悲痛な声があふれています。長時間過密労働を解消するためには、給特法の抜本改正、少人数学級の実現や教職員増、業務量の縮減などが不可欠です。業務量の縮減として、まずは学力テストやステップアップテストの廃止、免許更新制の廃止、官製研修の見直しなどが急務だといえます。

国会審議では、制度導入はあくまでも「選択肢の1つ」であり、強制されないことが確認されています。県内の校長からも、「教育現場の実態に合わない」「勤務がしんどい人もいるので、変形労働時間を考えていない」との声が聞こえてきます。教職員の命と健康を守り、ゆきとどいた教育をすすめる立場から、下記のことを要請します。

記

1. 各学校に「1年単位の変形労働時間制」導入を強制せず、制度導入のための条例案を提案しないこと。